

Q. どのような事業ですか？

A 妊娠期から子育て期まで、切れ目なくサポートできるよう、相談体制を充実させるとともに、妊娠や出産、子育てにかかる経済的負担を軽減するため、妊娠時5万円、出産時5万円を給付するものです。

Q. 申請手続きは？

A 出産応援給付金は、妊娠届出時に面談を行った後に、申請書を提出していただきます。
子育て応援給付金は、赤ちゃん訪問時にお母さんやご家族と面談を行った後に、申請書を提出していただきます。
給付金は申請受付日の翌月末に給付されます。

Q. 申請に必要なものは？

A 受取口座の確認ができるもの（通帳・キャッシュカードなどの写し）が必要です。
（注：キャッシュカードだけでは口座番号がわからないものもあります。）
申請書は面談時にお渡しします。（遡及給付の対象者の方には、順次郵送します。）

Q. 家族なら誰が申請してもいいですか？

A 出産応援給付金は、面談を受けた妊婦さんご本人が申請してください。
子育て応援給付金は、面談を受けたお子様の養育者の方（お母さんの出産後のご様子も伺いたいのので、主にお母さんとの面談になりますが、ご両親で面談された場合は、お父さんでも申請可能です）が申請してください。
受取口座は、名義人が申請者のものに限ります。

Q. 市外へ引越した場合は、給付金の申請はどうなりますか？

A 面談を行う前及び申請前に市外へ引越した場合、転出先の自治体でご相談ください。
（自治体によっては、給付金ではなくクーポン等のギフトを支給しているところもあります。）